

パブリック・コメント手続(意見募集)

老人憩いの家条例の改正について

意見募集期間

令和7年(2025年)

1月10日(金)～1月31日(金)

お問い合わせ先：民生局福祉こども部福祉施設課

電話 046-822-8269(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

横須賀市FM戦略プランに基づく公共施設の再編にあたり、横須賀市立公郷老人憩いの家を子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄り、憩える場に再編するため、老人憩いの家条例を改正しようとするものです。

このたびのパブリック・コメント手続は、この条例改正について、ご意見を伺うものです。

【目次】

◆老人憩いの家条例の改正について	3
◆意見の提出方法	4

○ 老人憩いの家条例の改正について

1 改正する条例

老人憩いの家条例

2 意見募集の趣旨

横須賀市FM戦略プランに基づき、老人憩いの家については、対象者を高齢者に限定せず、幅広い年代の方々に利用していただける場づくりに向け、施設再編の取り組みを推進するため、老人憩いの家条例を改正しようとするものです。

横須賀市FM戦略プランにつきましては、5～6ページの「横須賀市FM戦略プラン」抜粋をご参照ください。

3 改正の概要

(1) 条例名称

改正前 老人憩いの家条例

改正後 憩いの家条例

(2) 設置目的

改正前 老人に憩いの場を提供し、老人が軽易な仕事等を通じて生きがい高め、心身の健康の増進を図る

改正後 子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄り、憩える場を提供することで、市民の生きがいづくりや健康の増進を図る

(3) 使用許可対象者

改正前 原則として60歳以上の高齢者

改正後 年齢制限を撤廃

4 施行日

令和7月4月1日(予定)

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和7年(2025年) 1月10日(金) から
令和7年(2025年) 1月31日(金) まで
- 2 宛 先 民生局福祉こども部福祉施設課総務担当
- 3 提出方法
 - (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
 - (2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - ・(市内在学の場合)学校名・所在地
 - ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項
 - (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 直接持ち込み
 - ・民生局福祉こども部福祉施設課(横須賀市役所分館2階)
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
 - ・各行政センター
 - イ 郵送
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 民生局福祉こども部福祉施設課
 - ウ ファクシミリ
046-822-2411
 - エ 電子メール
wf-gwc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。

第7章 計画期間中に実施する具体的な取組み

施設の将来像の実現に向けては、第5章で示した基本方針や第6章で示した縮減手法に基づき、更新・再編等を進める必要があります。

本章では、計画期間中に実施する具体的な取組みを示します。

1 優先的に取り組む対象施設の選定方法

施設の更新・再編を実施するにあたっては、第1章の「公共施設検討の視点」および第5章の6つの「基本方針」に基づいて取組みを進めます。

また、その具体的な取組みを選定する際には、以下の項目のいずれかに該当するものを優先的に取り組む対象施設とすることを原則とします。

なお、複数項目に該当するものや、(1)の安全性に課題があるケースについては、特に優先して取り組む対象施設とします。

(1) 耐震性がないなど、施設の安全性や老朽度に課題がある

現在の耐震基準より前の基準で建設された施設は、十分な耐震性がないことが予想され、平成30年時点で、建築後35年以上が経過していることから老朽化も進んでいます。

また、耐震性に問題がない場合でも、施設の点検状況等から老朽化が進んでいると判断された施設について、更新・再編の必要性を検討します。

(2) 市民のニーズと市の供給のバランスがかい離している

施設の予約方法や予約時間単位の見直し、貸室の多用途化など、ソフト面で様々な対応を図ってもなお、利用率が著しく低い施設は、再編の必要性を検討します。

(3) 周辺で再開発案件があるなど公共施設への影響が予想される

庁内関係部局との連携により公共施設に影響のある案件の把握を図り、周辺の公共施設を含めた再編等の可能性を検討します。

2 対象施設における具体的な取組みの推進

第6章の縮減目標値を達成しながら第3章「公共施設の将来像」を実現するため、以下の取組みを進めます。

(1) FM戦略プランの方針を早期に発揮させるための取組み

※以下10項目の取組みのうち、①～⑥は、施設の更新・再編を伴う取組みになります。

① 地域コミュニティの拠点づくり

多様な世代の地域住民が、集い、交流できる「居場所機能（個人が予約なしで自由に訪れることができるスペース等）」を、当該地域の拠点となっている施設に設けることについて検討します。

◆取組み内容

以下の施設が持つ主な機能である「居場所機能」を、学校やコミュニティセンターなど、各施設が位置している地域の核となる施設へ移転し、地域コミュニティの活性化につながる拠点にします。

特に学校での拠点づくりについては、学校の適正規模・適正配置の検討と連携して進めます。

- ・ 青少年の家
- ・ 老人福祉センター・老人憩いの家

○老人憩いの家条例（抜粋）

昭和50年4月1日

条例第20号

老人憩いの家条例をここに公布する。

老人憩いの家条例

（設置）

第1条 老人に憩いの場を提供し、老人が軽易な仕事等を通じて生きがいを高め、心身の健康の増進を図ることができるようにするため、本市に老人憩いの家(以下「会館」という。)を設置する。

（位置及び名称）

第2条 会館の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市公郷町6丁目1番地

名称 横須賀市立公郷老人憩いの家

（使用許可対象者）

第8条 会館を使用できる者は、原則として60歳以上の高齢者とする。ただし、老人クラブに所属する者その他指定管理者が認めるものは、この限りでない。

（平11条例55・追加、平17条例27・旧第4条繰下・旧第7条繰下・一部改正）

（休館日）

第9条 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(敬老の日を除く。)

ただし、その日が月曜日に当たるときは、火曜日

(3) 9月22日(その日が月曜日に当たるときは、9月25日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

（使用時間）

第10条 会館の使用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（平17条例27・追加）